

## 「埋蔵文化財発掘の届出」の提出について

埋蔵文化財包蔵地内で工事等を行う場合は、文化財保護法第93条の規定により、着工の60日前までに埼玉県に「埋蔵文化財発掘の届出」の提出が必要となりますので、届出書類の作成及び提出をお願いいたします。

### 【提出書類】

- ①桶川市教育委員会教育長宛て「埋蔵文化財発掘の届出について」…1部
- ②埼玉県教育委員会教育長宛て「埋蔵文化財発掘の届出について」…2部  
    ※両面印刷でお願いします。
- ③現地案内図、配置図、矩計図（掘削深度のわかる図面）…2部

### ※記入時のお願い

- ・申請者の印鑑の押印は不要です。
- ・「記入例」を参考に、表・裏の両面について記入してください。
- ・表面の届出者と裏面の「6 工事主体者」は同一としてください。

作成後は、桶川市教育委員会文化財課まで御提出ください（郵送可）。

その後、市経由で埼玉県に提出します。

なお、御不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ・提出先】

桶川市教育委員会文化財課文化財保護係

住所：〒363-0027

埼玉県桶川市川田谷 4405-4

（川田谷生涯学習センター内）

電話：048-786-4009

FAX：048-786-4031

Email：bunkazai@city.okegawa.lg.jp